

美作市新規就農支援事業

事業について

美作市では、農業経営開始資金の対象とならない50歳以上65歳未満の新規就農者に対し、経営が不安定な就農直後の経営確立の支援を目的とし本事業を実施します。

(1) 事業対象者の主な要件

1. 美作市に住民票を有すること
2. 主な就農地が美作市であること
3. 独立自営就農であること
4. **認定新規就農者(原則50歳以上65歳未満)**であること
5. 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
6. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(2) 補助額

1人あたり6万円/月(72万円/年)×最長2年間

留意事項:

- ・同一事業内容において、他の国や県等の助成事業との併用はできません。
- ・申請後に書類審査を行います。予算等の関係上、書類を提出されても助成が出来ない場合があります。

(3) 就農状況報告

資金の交付期間中及び終了後2年間は、毎年7月末及び1月末までに、その直近6か月の就農状況報告の提出が必要。

(4) 事業の流れ



(5) お問い合わせ先

美作市役所農業政策課
電話: 72-6694(直通)